

# 東京都認証保育所

東京都が独自に定める基準を満たし、東京都が認証した保育所です。  
東京都認証保育所へ入園を希望される方は、施設へ直接お申し込みが必要です。

## 東京都認証保育所一覧

この内容は発行日現在のもので、今後変更になる可能性があります。

令和7年4月1日時点(予定)

地域	No.	施設名	所在地	電話	受入可能年齢	開所時間	定員	一時保育	休日保育
千住	1	ソラストせんじゅ保育園	千住仲町18-6-2F	(6806)2817	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	30	○	
	2	Jキッズルミネ北千住保育園	千住旭町42-2	(5813)2270	0歳~就学前	7:00 ~ 20:00	40		
	3	ステラ千住保育園	千住1-3-6	(5813)9100	0歳~3歳児	7:00 ~ 20:00	40	○	
	4	千住あさひ共同保育園	千住旭町4-31	(3879)7101	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	30		○
	5	千住大橋駅クローバー保育園	千住橋戸町8-2	(5284)9348	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	40	○	
	6	ぼけっとランド千住曙町	千住曙町16-5	(5284)3730	0歳~就学前	7:30 ~ 20:30	30	○	
江北・興野・本木	7	潮保育室	江北4-19-6	(3899)1568	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	20	○	
	8	こもれび保育園 扇園	扇1-53-11	(3853)7177	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	28		
	9	さくらんぼ保育園新田	新田3-32-14	(3927)7575	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	30	○	
梅田・中央本町	10	きりん保育園	梅田8-11-3-1F	(3887)5848	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	26	○	
	11	ちぐさ保育園	梅田8-1-1-402	(3848)0293	0歳~就学前	7:00 ~ 20:00	31	○	
	12	ニチキッズさわやか梅島保育園	梅田7-16-6	(3887)5123	0歳~2歳児	7:30 ~ 21:30	20	○	
	13	ばる★キッズ足立	中央本町4-3-23	(5888)4032	0歳~就学前	7:00 ~ 20:00	40		
	14	パンピ保育園	梅田5-28-14	(3889)6662	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	24	○	
綾瀬・佐野	15	未来っ子保育園	西新井栄町2-27-9	(5681)0727	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:30	22	○	
	16	コンビプラザ綾瀬保育園	綾瀬2-27-10	(5650)7510	0歳~就学前	7:30 ~ 20:30	40	○	
	17	さくらんぼ保育園	綾瀬5-17-9	(5613)2535	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	26	○	
	18	佐野保育園	佐野2-25-6	(5697)2233	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	27	○	
	19	チェリッシュ北綾瀬	谷中4-16-3	(3628)7611	0歳~就学前	7:30 ~ 20:30	40	○	
	20	どんぐり保育園東和	東和3-17-8	(3629)0055	0歳~就学前	7:00 ~ 20:00	24	○	
	21	ぼけっとランド綾瀬	綾瀬2-30-6	(5650)2332	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	37	○	
	22	桃の実保育園	西綾瀬2-21-5	(5888)9157	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	30	○	
保塚・六町・花畑・保木間・竹の塚	23	トータス保育園 足立区保木間	保木間3-2-12-103	(5831)5961	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	24	○	
	24	なのはな共同保育所	栗原3-9-2-102	(3887)2441	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	20	○	○
	25	保育園ミルキーウェイ竹の塚	竹の塚1-26-11	(5242)1226	0歳~就学前	7:00 ~ 20:00	36	○	
	26	保育所まあむ六町駅前園	六町4-2-27	(5851)9031	0歳~2歳児	7:30 ~ 21:00	27	○	
	27	ミルキーランド保育園	竹の塚5-7-18	(3850)8897	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	29	○	
伊興・西新井・鹿浜・舎人	28	おおぞら保育園	鹿浜4-13-8	(3855)2657	0歳~2歳児	7:30 ~ 20:30	18	○	
	29	たんぼぼ保育所竹の塚園	伊興1-1-1	(3855)2511	0歳~就学前	7:00 ~ 20:00	40	○	
	30	たんぼぼ保育所西新井園	西新井2-29-9	(3854)2511	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	29	○	
	31	チェリッシュ西新井	西新井6-29-5	(3856)7112	0歳~就学前	7:30 ~ 20:30	31	○	
	32	てのひらこども園	入谷1-27-15	(6803)1831	0歳~就学前	7:30 ~ 20:30	40	○	
	33	ばんだ保育園	伊興本町1-4-3	(3857)1805	0歳~2歳児	7:00 ~ 20:00	30	○	○

空き状況は足立区のホームページでもご覧いただけますが、最新情報については各施設にご確認ください。  
ご利用は年度ごとの契約となり、翌年度継続できないことがあります。

足立区認証保育所空き状況→



## マップ



## 東京都認証保育所の「保育料負担軽減制度」について（令和7年度版）

足立区では、東京都認証保育所をご利用の足立区在住の方を対象に、保育料の負担軽減を行っています。

- 児童のクラス年齢、世帯の課税状況、保育の必要性の認定の有無、児童の出生順によって、軽減上限額を足立区が決定します。
- 利用者は、契約保育料から負担軽減額を差し引いた金額を認証保育所に支払います。
- 契約保育料は、利用する認証保育所や契約時間等によって異なりますので、各認証保育所にお問い合わせください。

### (1) 負担軽減を受ける要件

- ・利用者、児童がともに足立区在住であること（毎月初日時点で住民票が足立区にあり、その住所に住んでいること）。
- ・認証保育所と月ぎめ保育契約をしていること（区外の認証保育所も含む）。
- ・月の初日から在籍していること。途中から在籍している月については、条件、軽減上限額、手続き等が変わりますので、お問い合わせください。

### (2) 負担軽減を受ける手続き

- ・お通いになる認証保育所から「認証保育所保育料負担軽減申請書」の案内がありますので、記入し認証保育所に提出してください。
- ・【該当者のみ】「保育の必要性の認定」が必要な方は、利用開始前までに、別途、直接足立区役所へ認定の手続きが必要です。

※「保育の必要性の認定」を取ることで、下の別表のように、軽減上限額が上がる場合があります。  
※0～2歳児クラスの住民税非課税世帯、または3～5歳児クラスが対象です。（0～2歳児の住民税課税世帯は対象外）  
※認定にあたっては、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。



### (3) 軽減の対象となる費用の範囲

- ・軽減対象費用は、月ぎめの保育料です。入園金、延長保育料、通園送迎費等は軽減の対象外となります。

「保育の必要性の認定」  
手続きの詳細はこちら

### (4) 軽減上限額

- ・軽減上限額は、以下の別表のとおりです。
- ・お子さんのクラス年齢、世帯の課税状況、保育の必要性の認定の有無、お子さんの出生順によって、軽減上限額が決定します。
- ・契約保育料から軽減上限額を引いた額が、ご利用者の保育料自己負担額です。
- ・契約保育料が、軽減上限額以下の場合は、保育料の額までが軽減されます。
- ・令和5年10月から、第2子と第3子以降の軽減上限額が同額になりました。

別表

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	区分	保育料軽減上限額
0～2歳児	課税世帯	—	第1子	A 1	40,000円
			第2子以降	A 2	67,000円
	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定有り	第1子	B 1	67,000円 ←
			第2子以降	B 2	67,000円
		認定無し	第1子	C 1	42,000円 ←
			第2子以降	C 2	67,000円
3～5歳児	全世帯	認定有り	第1子	D 1	57,000円 ←
			第2子以降	D 2	57,000円
		認定無し	第1子	E 1	37,000円 ←
			第2子以降	E 2	57,000円

【例1】0歳児クラス、課税世帯、第2子で、  
月ぎめ契約保育料が58,000円の場合

⇒軽減上限額は67,000円（A 2）になります。  
⇒保育料自己負担額は0円となります。

【例2】3歳児クラス、第1子で、  
月ぎめ契約保育料が50,000円

①保育の必要性の認定が「ある」場合  
⇒軽減上限額は57,000円（D 1）になります。  
⇒保育料自己負担額は0円となります。

②保育の必要性の認定が「ない」場合  
⇒軽減上限額は37,000円（E 1）になります。  
⇒保育料自己負担額は13,000円となります。

※左表のB 1とC 1、D 1とE 1のように、それぞれ  
「保育の必要性の認定」の有無によって軽減上限額が  
異なります。

#### ①クラス年齢

- ・令和7年4月1日現在の児童の年齢を適用します。

#### ②世帯の課税状況

- ・課税か非課税かのどちらかによる判定となり、課税額の大小により軽減上限額が変わることはありません。
- ・住民税が未申告の方は課税世帯として取り扱います。
- ・0歳児～2歳児の世帯の住民税は4月から8月までは前々年、9月から3月までは前年の収入をもとに課税状況を確認します。  
したがって、課税状況によって9月から軽減上限額が切り替わる場合があります。

#### ※足立区外から転入された0歳児～2歳児の非課税世帯または生活保護世帯の方

- ・令和6年1月1日現在足立区外に住所があった方  
→保護者全員の令和6年度の非課税証明書または生活保護受給証明書（コピー可）の添付が必要になります。  
提出がない場合には課税世帯として取り扱います。（令和7年4月～令和7年8月分の保育料負担軽減額の決定に必要です。）
- ・令和7年1月1日現在足立区外に住所があった方  
→保護者全員の令和7年度の非課税証明書または生活保護受給証明書（コピー可）の添付が必要になります。  
提出がない場合には課税世帯として取り扱います。（令和7年9月～令和8年3月分の保育料負担軽減額の決定に必要です。）  
非課税証明書は1月1日時点で住所がある自治体が発行したもの、生活保護受給証明書は管轄の福祉事務所が発行したものをご提出ください。

#### ③保育の必要性の認定（別途手続きが必要です）

- ・上記（2）をご確認ください。利用開始前に手続きを行ってください。

#### ④児童の出生順

- ・生計を同じくする子で判断します。生計を同じくする子で同一世帯にいない場合は、下記にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

足立区子ども家庭部幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係

TEL 03 (3880) 8013 FAX 03 (3880) 5703

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 メールアドレス youho@city.adachi.tokyo.jp